

古座川町木造住宅等推進事業補助金

1. 事業概要

古座川町内の製材所で製材加工された材（町産材）を用いて住宅を建築された方や、増改築、倉庫や車庫等の建築をされた方に対し補助金を交付します。

2. 主な条件

補助対象者（下記のすべてを満たす者。）

- 1) 町内に現に居住し、古座川町の住民基本台帳に記載のある者又は転入予定者で、自らが居住、若しくは使用するための木造住宅等を建築しようとする者
- 2) 当該住宅で5年以上の在住を確約できる者。

住宅等の条件（下記のいずれかを満たすこと。）

- 1) 乾燥町産材を 10 m³以上使用した住宅。
- 2) 増改築を実施する場合、0.25 m³以上の乾燥町産材を使用すること。
- 3) 倉庫、車庫等の住宅以外の木造建築物を建築する場合、0.5 m³以上の乾燥町産材を使用すること。

3. 補助金額

- 1) 新築住宅を建築する場合、乾燥町産材 1 m³あたり 75,000円を乗じた金額を補助します。ただし、1,300,000円を補助金額の上限とします。
- 2) 増改築を実施する場合、増改築に用いた乾燥町産材 1 m³あたり 50,000円を乗じた金額を補助します。ただし、300,000円を補助金額の上限とします。
- 3) 倉庫、車庫等の住宅以外の木造建築物を建築する場合、建築に用いた乾燥町産材 1 m³あたり 20,000円を乗じた金額を補助します。ただし、300,000円を補助金額の上限とします。

4. 申込

建築工事の着手前に申請して下さい。